

## 条例施行規則に定める土壌基準の改正(令和3年4月1日施行)に係る事務取扱いについて

令和3年4月1日から土壌基準の一部が改正されます。改正 カドミウム0.003mg以下(日本産業規格K0102の55.2,55.3,55.4に定める方法), トリクロロエチレン0.01mg以下

下表①から④までの各検査の「判断の基準となる日又は期間」が、令和3年4月1日以降となる場合(④については令和3年4月1日をまたぐ場合も含む)には、改正後の土壌基準が適用されますので注意してください。

検査の内容		判断の基準となる日又は期間
①	特定事業許可申請書(別記第5号様式)に添付する特定事業区域内の表土の土壌検査	申請日
②	特定事業において定期的実施する特定事業に使用された土砂等の汚染状況を確認するための土壌検査	特定事業を開始した日から起算して6月ごと(一時堆積事業については3月ごと)となる日
③	特定事業を完了し、又は廃止したときに実施する土壌検査	特定事業の完了日又は廃止日
④	土砂等搬入届出書(別記第11号様式)に添付する搬入しようとする土砂等の土壌検査	土砂等の搬入期間 <b>※下記備考参照</b>

### ※備考

- 搬入期間が4月以降になっている土砂等搬入届の内、土壌検査結果が新基準値をクリアしているものは、4月1日以降の搬入しても構いません。
- 搬入期間が4月以降になっている土砂等搬入届の内、土壌検査結果が新基準値をクリアしていないものは、3月31日までの搬入は認めますが、4月1日以降の搬入は認めません。
- 搬入期間が4月以降になっている土砂等搬入届の内、土壌検査結果の表示が旧基準値未満(例:カドミウム0.01mg未満)と記載しているものは、3月31日まで搬入は認めますが、4月1日以降に搬入するものは、再検査等、数値の確認により判断する。

### 【イメージ図】

令和3年4月1日  
施行

年月	パターン	令和3年					
		1月	2月	3月	4月	5月	6月
土砂等の 搬入期間	①	可	可	可	可	可	可
	②	可	可	可	不可	不可	不可
	③	可	可	可	再検査等の結果による可否	再検査等の結果による可否	再検査等の結果による可否
土 壌 検 査 結 果 証 明 書		旧基準 カドミウム0.01mg以下 トリクロロエチレン0.03mg以下			新基準 カドミウム0.003mg以下 トリクロロエチレン0.01mg以下		